

航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する 国際フォーラムに参加して

「航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する国際フォーラム（International Forum on Business Ethical Conduct for the Aerospace and Defense Industry：IFBEC）の第12回年次大会が2021年10月5日、6日の2日に亘り、オンライン開催された。

未だコロナ禍が収束しない中、米国航空宇宙工業会（AIA）と欧州航空宇宙防衛工業会（ASD）所属の欧米主要企業のコンプライアンス責任者を始めとする約40社・団体（約100名）がWEB参加した。今回の年次大会では「各国の倫理関連法規の最新状況、コンプライアンス違反の根本原因分析と予測、米国国防省のAIの倫理的活用ガイドライン、コロナ禍の状況下における企業倫理の在り方、ESGと企業倫理・コンプライアンスの関係、IFBEC参加防衛企業によるベンチマーキング活動」をテーマに、航空宇宙防衛産業及び法律事務所、研究機関、金融機関等から講演者を迎え、様々な観点からの考察と今後の展望について講演及び意見交換が行われた。

SJACから昨年に引き続き企業倫理委員会の北川徹委員長（川崎重工業）らとともに事務局がWEB参加したので、以下、概要を報告する。



(IFBEC Website)

（開催実績）

- 第1回（2010年1月13日　：ドイツ・ベルリン）
- 第2回（2011年10月19-20日：米国・ワシントンDC）
- 第3回（2012年9月13-14日　：スペイン・マドリード）
- 第4回（2013年10月15-16日：米国・ワシントンDC）
- 第5回（2014年11月8-9日　：ベルギー・ブリュッセル）
- 第6回（2015年11月19-20日：米国・ボストン）
- 第7回（2016年11月15-16日：英国・ロンドン）
- 第8回（2017年10月24-25日：米国・ワシントンDC）
- 第9回（2018年11月14-15日：仏国・パリ）
- 第10回（2019年10月16-17日：米国・ワシントンDC）
- 第11回（2020年11月4-5日　：オンライン開催）

1. 第12回年次大会の概要

(1) 開会の辞

Dominic Hall議長（BAE Systems）、Courtney Wallize副議長（Northrop Grumman）から開会挨拶とともに以下の直近1年間のIFBECの活動状況を紹介した。

なお、2022年1月にHall議長が退任し、Wallize副議長が新議長に就任している。

- ・NATOサプライチェーンにおける腐敗防止に取り組む「NATO Building Integrity Program」でのワークショップ・研修会参加、講演

- ・ヘルプライン（通報窓口）と事案調査・報告に係るベンチマーキング活動の推進
- ・「IFBECサプライヤー行動規範（2015年制定）」の改訂
- ・「西半球イニシアティブ（米国・ブラジルによる航空宇宙防衛産業のビジネス倫理活動の促進）」参加

(2) Compliance and Legislative Update Panel（各国の倫理関連法規の最新状況）

米ジョージワシントン大学法科大学院 Jessica Tillipman教授、米国法律事務所及び英国調査会社パートナーから、欧米における企業倫理関連法規の制定・改訂状況について説明が行われた。

- ・米国ではバイデン政権が6月に腐敗防止の取り組みを国家安全保障の中核的利益であるとする腐敗防止の強化戦略を打ち出した。グローバル金融システムの透明性の向上に係る「マネーロンダリング規制法」及び「企業透明化法」という国防権限法の一部をなす法律の制定や、「グローバル・マグニツキー人権問責法」に基づく腐敗制裁の強化、司法省が外国政府関係者の腐敗を摘発し、不正資金を差し押さえ、彼らを出身国に戻す権限を与えている「泥棒政治資産回収イニシアティブ（Kleptocracy Asset Recovery Initiative）」などによる刑事・民事執行措置の強化などを発表しているが、これらの取り組みには更なる追加政策が見込まれる。また、新型コロナ対策として経済救済策を取る同国では司法省が設置した調達共謀対策本部（PCSF）が政府調達に関する不正の監視・警戒を強めている。
- ・欧州では2019年に採択された内部通報者を保護する「EU公益通報者保護指令」

がEU加盟各国に対し、国内法の制定を義務付けた期限（2021年12月17日）を迎える。

加盟国は50人以上の従業員を有する企業に対して内部通報窓口の設置（250人未満の場合は2023年12月まで猶予可能）、通報者への報復禁止、通報者の個人情報保護等の措置を講じなければならない。このため、EUと関係の深い企業はその対応に注意を要する。

また、英国はブレグジットによりEUから離脱したが、今後、これらの規則がどう取り扱われるかに注視が必要である。

- ・これらの事から世界規模で事業を展開している企業はこれまで以上に厳しく監視されることとなり、企業は、自らの既存のコンプライアンス・プログラムを積極的にレビューし、それらが効果的であることを再確認する必要がある。

(3) Root Cause Analysis and Predictive Ethics Panel（コンプライアンス違反の根本原因分析と予測）

ハーバード・ビジネス・スクール Eugene Soltes教授、ボーイング社調査部門幹部から、企業のコンプライアンス違反に対するデータに基づく根本原因分析と予測について説明が行われた。

- ・コンプライアンス事案の将来的な発生リスク分野の特定・予測に、従来は発生した違反ケースのみに注目し、違反のあった拠点・職場における再発防止に重点を置いて対応策が講じられていたが、現状では違反のない拠点・職場であっても、将来的なコンプライアンス違反発生抑制策を積極的に講じておくことが必要である。
- ・そのためには、各拠点・職場における人

事データ、事案データ、職場環境データ等の多岐にわたるデータの収集・集中管理・秘匿性確保・分析のプロセスに基づくリスク分析（Data-Driven Risk Assessment）が重要であり、各種データに基づいたトレンド・要因分析を行うことで、客観的に適切な予防措置判断が可能になる。

- ・ 次のようなコンプライアンス違反に関するデータを有効に活用し、将来的に発生し得るリスク分野を特定・予測するとともに、それらのリスク抑制策の検討が可能になる。

- ・ 個人的要因：意図的、偶発的
- ・ 社会（企業）的要因：文化（職場環境・雰囲気）、マネジメント経営陣
- ・ 組織的要因：方針、教育・訓練、内部統制

- ・ 前述の直接的な原因調査に加えて、次の関連データ、調査・分析結果等も勘案し、要因すべてを総合的に分析・判断する必要がある。

- ・ 人事データ：離職率、社員の年齢構成、能力・業績評価、報告体制、組織改編状況
- ・ コンプライアンス関連データ：管理職によるコンプライアンス違反、人事関連訴訟、規制当局による調査
- ・ 職場環境データ：心理的安全性（Psychological Safety）、コミュニケーションのし易さ、組織における公平性、管理職の認識、帰属意識・動機付けレベル

（注）「心理的安全性」とはあるチーム内でメンバー同士がお互いを尊重し、気兼ねなく意見交換・議論ができ、前向きな仕事ができる環境のこと

- ・ その他：製品・サービス品質、顧客満足度調査、財務状況、サプライヤーの能力調査、取引状況、社内外行事、社外とのコミュニケーション状況、従業員調査、各種監査結果、教育・訓練状況、旅費・経費の状況等

（4）DOD Guidance on Ethical Artificial Intelligence（米国国防省のAIの倫理的活用ガイドライン）

Center for Naval AnalysesのHeather Roff博士から、本ガイドラインについて説明が行われた。

- ・ AI技術の進展とともにAIの軍事利用が世界的に加速されているが、DODは国防イノベーション委員会が国防長官に提案したAI使用についての倫理原則を2020年2月に正式採用した。同ガイドラインではDODが行うAI開発において倫理的な観点から適切な形でAIを活用する次の5つの原則を明記している。

- ① Responsible（責任がある）：DOD職員はAI機能の開発、展開、使用に対して適切なレベルでの判断と注意を払う。（責任は使用者である人間にある。）
- ② Equitable（公平な）：DODは、AI機能の意図しないバイアスを最小限に抑えるために慎重な措置を講じる。
- ③ Traceable（追跡可能な）：DODのAI機能は、関係職員が透明性を持ち、監査可能な方法論、データソース、設計手順、ドキュメントなどAI機能に適用される技術、開発プロセス、運用方法を適切に理解できるように、開発され、展開される。
- ④ Reliable（信頼性のある）：DODのAI機能は、はっきりと明確に定義された用

途を持ち、その機能の安全性、セキュリティ、有効性はライフサイクル全体を通じて定義された用途内でのテスト及び保証の対象となる。

- ⑤Governable（統治可能な）：DODは意図しない結果を回避し、意図しない動作を示した場合に解除や停止する機能を備えつつ、意図した機能を実行するAI機能を設計する。

（DOD WEBサイト）

<https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/2091996/dod-adopts-ethical-principles-for-artificial-intelligence/>

- ・但し、このガイドラインは法的な強制力があるものではなく、いかに企業にフロードウンするかは未だ検討中の状況である。
- ・AIシステムも人間が扱うものであり、倫理面における教育・訓練が必要である。

(5) Ethics in a Time of Continuing Crisis Panel（コロナ禍が続く中での企業倫理）

コロナ禍が継続する中、リモートワークやWEB会議の拡大等働き方やビジネスの在り方に大きな変化が起こっている状況に伴い、企業倫理の在り方にも変化が生じているとして、防衛関連企業（L3 Harris、Leonardo、Elbit Systems）の企業倫理責任者から倫理管理の現状について説明が行われた。

- ・今後もリモートワーク・WEB会議と事務所での業務・対面での会議を併用してビジネスが進められることが予想されるが、こうしたビジネス環境の変化に応じた、リモートワークでのコンプライアンス基準・規則の整備、教育、従業員管理の最適なバランスを図ることが重要に

なってくる。

- ・今回のコロナ禍は、従来から定められているコンプライアンスに関する規則・方針を実効性のあるものに見直す良い機会であり、WEB会議・e-mail等の機会増加に伴い、サイバーセキュリティや情報管理の在り方についての見直しが各社で行われている。
- ・リモートワークの増加により、孤立感、チーム内でのコミュニケーションの低下、相談・指導機会の減少、個人的な決断機会の増加、失業への不安といった心理的影響が大きくなり、その蓄積により、企業におけるコンプライアンス意識・認識への悪影響が懸念される。この問題を回避するために、リモート環境下においても小集団や1対1ベースでのコンプライアンス教育・訓練、ホットラインやe-mailベースでのコンプライアンス関連相談手段を設置することにより、適切なコンプライアンス管理が継続できるようにすることが肝要である。

(6) ESG Panel（ESGと企業倫理・コンプライアンスの関係）

ESGに積極的に取り組む企業に対して投資を行う「ESG投資」が拡大されており、企業が経営・事業を推進していく上で、ESGの観点から企業倫理・コンプライアンスへの取り組み方針、態勢の構築・維持の徹底を図ることの重要性が高まっている状況について、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）、BAE Systems（防衛企業）、BNP（金融機関）の関係者から説明が行われた。

- ・EUの欧州委員会は、2014年制定の「非財務情報開示指令（NFRD）」の改訂案である「企業サステナビリティ報告指令案（CSRD）」を2021年4月に公開した。

(2023年度から適用開始予定)

現行のNFRDでは従業員500人以上の企業に対し、企業の年次報告書での財務情報に関する従来の規制に加え、環境、社会、従業員、人権、腐敗防止に関する情報の開示を要請していた。CSRDでは従業員250人以上の企業に対し、開示する情報の内容を強化し、ESGに対する取り組みを実態よりもよく見せかける「ESGウォッシュ」「サステナビリティウォッシュ」を回避し、投資家等が求めるサステナビリティ情報について報告することが要求される。CSRDがEUで採択されると、各EU加盟国で同様の法規則が定められるため、今後、日本企業のEU現地法人の中にも適用対象となる可能性が出てくると思われる。

- ・航空宇宙防衛産業におけるESG問題については①民間航空機分野におけるCO2排出量に関する脱炭素の取り組み ②企業の社会的責任としての地域の雇用・納税・研究開発支援 ③ESGに関連する長期的な成長サイクルの開示 ④防衛産業へのESG投資（環境や社会に悪影響を与える軍事問題はネガティブな要因として取り扱われる可能性がある。）についても議論が行われたが、ESGの課題への取り組み、人権問題への姿勢の表明など企業の自主的な情報開示が重要であると締め括られた。

(7) IFBEC Benchmarking Key Takeaways

(内部通報制度に関するIFBECベンチマーキング活動報告)

IFBECの検討チームから「不正行為・規律違反に対する内部通報制度（違反報告～調査・是正・情報共有）ベンチマーキング活動」の結果について報告が行われた。

- ・調査参加企業（IFBECメンバー18社）では事案調査に関する方針を持ち、調査の実施に際しては、社内の専門家及び外部機関が必要に応じて支援する体制を取る。社内及び社外の相談窓口を設けることで、従業員等の利用者が不利益を被ることのないように匿名での通報・相談、電話・メール等の連絡ツールの多様化が図られている。
- ・優良事例では、守秘義務、報復禁止方針、調査期間、進捗状況、異議申し立て方法等の自社の倫理プログラムの概要をまとめた小冊子を作成し、全社員に調査プロセスを説明しているLockheed Martin社が紹介された。通報のあった事案については、しっかりと調査及び是正措置が取られ、再発防止が図られること、また、通報内容や対応状況が経営幹部や倫理委員会等に報告されることを従業員に周知することで、従業員にコンプライアンス違反を行わせないとともに、自身の周りで起こる違反を見過さないことを求めている。
- ・各企業は相談件数の削減が目的ではなく、従業員に通報・相談を身近なものとして認識させ、問題が大きくなる前に解決に結びつけ、社の信用、従業員の士気等を含めた被害を防ぐことを目指している。

(調査項目表・抜粋)

Number of employees 調査回答18社の規模	・ 50,000人超：7社 ・ 20,000～10,001人：4社 ・ 50,000～30,001人：4社 ・ 10,000～5,001人：3社
Method of intake and management (違反事案の報告と管理方法)	・ 12社－第三者の外部機関を利用し、コールセンター、WEBでの受付、事案管理、データ分析等を実施。 ・ 6社－社内E-mail、電話、社内ネットワーク、郵便を活用。
Case Management (違反事案の管理)	・ 17社が事案管理を行う委員会等を有し、事案に優先順位を付け、内容調査、対策検討、進捗状況管理を実施。 ・ 事案対応の完了時期は①是正処置の提示時点②是正処置合意時点③是正処置完了時点と各社間でバラつき。
Top 3 allegations (内部通報が多い事例)	①人事関連 ②従業員の問題行動 ③利害対立を伴う雇用慣行 ④安全衛生関連 (コロナ禍の影響の可能性有り)
Reporting (報告内容) ①Internal (社内報告)	・ 事案の種類・場所(部署)毎の割合、調査実施割合、リスクの高い事案、立証率、是正処置が取られた件数が含まれる。 ・ 一部の報告では、事案解決までの所要日数、事案概要、対応状況、根本原因にも言及。・ 経営幹部への報告体制に改善の余地が見受けられる。
②External (外部報告)	・ 事案の種類、調査実施割合、違反事案の割合等が記載されるが、社内報告よりも記載事項・レベルは抑えられている。
Performance (実績)	・ 64%の企業は全事案を調査している。 ・ 匿名による通報率、事案の立証率は各々25～40%。 ・ 事案解決日数－12社中8社は平均50日以上、3社は30日前後

(8) 閉会の辞

Dominic Hall議長から参加者、講演者及び運営事務局への謝意が表明され、閉会となった。

今回は2022年度に開催されるが、開催方式・場所はコロナ禍の今後の状況次第である。

2. 所感

コロナ禍が続く中にあり、本大会も2年続けたのオンライン開催となった。

今回、前述1(5)項で取り上げられたようにテレワークやWEB会議の導入・活用が進む一方で、企業の情報管理や在宅勤務者の人事管理、コンプライアンス問題といった新たな

課題に取り組んでいる企業も多い。

企業におけるコンプライアンスに対する取り組み、規則化は国内外を問わず、着実に推進されてきたが、一度策定すれば完了というものではなく、常に状況の変化に応じて見直しが必要であることを再認識させられた。

この年次大会の講演内容は専門性が高く、本紙面では限られた情報、キーワードしかお示しできていないが、会員企業の皆様とは海外の様々な取り組みについての情報共有を図るとともに、各社がコロナ禍の中、様々なコンプライアンス問題への対応見直しのきっかけにしていきたい。

3. 参考情報：IFBEC（WEBサイト）

<https://ifbec.info/>

4. 補足資料：SJAC企業倫理委員会活動について

(1) AIAとASDは2009年11月にヘルシンキで「航空宇宙産業に関するビジネス倫理の国際原則」(Global Principles of Business Ethics for the Aerospace and Defense Industry：以下、「国際原則」)に調印し、それまで欧米がそれぞれ倫理綱領を定め、個別に実践していたものを、欧米間で共通の企業倫理憲章を持つことに改められた。翌年2010年1月に第1回のIFBEC Annual Conferenceがベルリンで開催された後、欧州と米国で交互に実施されており、今回で12回目の開催となる。

(2) 「国際原則」の主に次のことを求めている。

- ①それぞれの企業は社員教育を推進し、内部告発を奨励するための組織を作ること
- ②汚職防止に関し国際法、ビジネスを展開する相手国の法律や社内規則などを遵守するべく、細目の規定を設けること
- ③アドバイザーを活用する場合、法遵守の教育を行うとともに、金銭の支払いなどをきちんと管理すること
- ④利益相反にならぬよう、各種の法律や規則、命令への遵守を求めること
- ⑤企業の秘密の遵守として、自分の属する会社の秘密はもちろん、以前属していた会社の秘密をも遵守すること

(3) IFBECは現在AIRBUS, BAE SYSTEMS, BOEING, CAE, CEiiA, DASSAULT

AVIATION, Egger PowerAir Cleaning, Elbit Systems, GENERAL DYNAMICS, GD European Land Systems, GE, HENSOLDT, KONGSBERG, L3HARRIS, leidos, LEONARDO, LOCKHEED MARTIN, MBDA, MEGGITT, NAVAL GROUP, NORTHROP GRUMMAN, RAFAEL, Raytheon Technologies, Rolls-Royce, Roxel, SAAB, serco, SAFRAN, THALES, IAIの30社から構成されている。

(4) IFBECのミッションは、AIAとASD共通の企業倫理規範である「国際原則」を通じ企業倫理を世界の航空宇宙産業全体に普及させていくことであるが、年に一度の国際フォーラムの開催を通じ、企業、政府、一般団体などとの情報交換や最優良事例の発表とともに、双方向の対話を通じ、業界全体の倫理基準の強化を図っている。

(5) SJACの対応としては、

- ①欧米とともに国際的なビジネス倫理活動を推進していく必要がある。
- ②この活動の基本は、企業の自主的な活動であり、工業会は倫理活動を勧奨するが、管理監督はしない。
- ③欧米が倫理活動の推進として重視している贈収賄に焦点を置き、我が国で既に制定されている経団連憲章を参考とする。という考え方をもとに、2008年「航空宇宙産業ビジネス倫理要綱」を策定した。

その後、IFBEC年次大会にも参加し、情報収集を行い、会報を通じて会員企業に情報提供を行っているところである。

〔(一社) 日本航空宇宙工業会 国際部部長 川原 亘弘〕